

令和 3 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	令和 3 年 9 月 1 0 日（金） 午前 9 時 3 0 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会特別委員会室

令和３年度第２回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和３年９月１０日（金） 午前９時３０分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 ７階 市会特別委員会室

○議 題 議第270号 「大阪都市計画地区計画の決定について」（森之宮北地区
地区計画）

○出席委員 ２３名（欠は欠席者）

会 長	橋爪 紳也	委 員	大西 しょういち
会長職務代理者	岡井 有佳		西 拓郎
委 員	宇都宮 浄人		藤田 あきら
	岡田 昌彰		宮脇 希
欠	小川 亮		高見 亮
欠	加我 宏之		杉村 幸太郎
	黒坂 則子		藤岡 寛和
欠	佐藤 由美		小山 光明
	上善 恒雄		山田 正和
	高岡 伸一		永井 広幸
	田村 匡	欠	足高 將司
	中嶋 節子		森山 よしひさ
欠	鍋島 美奈子		多賀谷 俊史
	松中 亮治		山中 智子
欠	吉田 長裕		

開会 午前９時３０分

○幹事（藤川） それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和３年度第２回大阪市

都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めてございます大阪市都市計画局都市計画課長の藤川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

なお、学識経験者の小川委員、加我委員、佐藤委員、鍋島委員、吉田委員、市会議員の足高委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。今回の審議会から、原則、ペーパーレスで実施をさせていただきます。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただきまして、昨日事務局からお送りいたしましたメールに記載のURLをクリックしていただけますでしょうか。URLをクリックしますと、ブラウザもしくはドロップボックスのアプリが起動しまして、ファイルが表示されます。ご不明な場合、近くの職員に声をおかけいただければと思います。ファイルに書類番号を付しておりますので、あらかじめダウンロードしてきていただいた委員の方々も一緒にご確認をお願いします。

書類番号①会議次第、書類番号②委員名簿、そして、本日ご審議いただきます予定の書類番号③議第270号議案書、次に、この都市計画案策定に至るまでの主な協議経過を記載しております書類番号④議第270号参考資料、最後に書類番号⑤議第270号議案に対する意見書の要旨でございます。以上、5点おそろいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第270号につきましては29名中23名の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

また、本審議会の会議の傍聴につきましては、大阪市都市計画審議会傍聴規程に基づき、先着順で定員10名となっておりますが、本日はさらに3名の傍聴希望者がお見えになっているところです。つきましては、この定員を超える傍聴希望者の取扱いにつき

まして、審議会としてお諮りいただければと存じます。

それでは、以後の進行につきましては橋爪会長にお願いしたいと存じます。

○橋爪会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第9条の規定により、高岡委員と西委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただ今幹事から説明がございましたとおり、傍聴者の定員に関しまして委員の皆様にお諮りしたいと思います。傍聴規程では、傍聴の定員を10名と定めておりますが、今回につきましては多少席の余裕もありますので、特例といたしまして規程に定める定員を超えての傍聴を認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 それでは、ご異議ないということですので、傍聴を認めてまいりたいと思います。

傍聴希望者に事務局から伝えるよう指示いたします。

○幹事（藤川） それでは、改めまして傍聴の方々に申しあげます。携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

○橋爪会長 それでは、会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。先ほど幹事からご報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました議第270号「大阪都市計画地区計画の決定について」でございます。

それでは、本議案につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第270号「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明させていただきます。書類番号③の議案書及び書類番号④の参考資料の内容につきましては、今回の森之宮北地区が、令和2年9月に大阪府・市で策定した「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」と密接に関係しておりますので、大阪城東部地区のまちづくりの経過等も踏まえながらご説明させていただきたいと思います。

前のスクリーンをご覧ください。

森之宮北地区を含みます大阪城東部地区につきましては、ターミナル駅であります京橋駅や大阪ビジネスパークに近接するとともに、ＪＲ大阪城公園駅やＪＲ及び大阪メト

ロ森ノ宮駅が近接し、交通利便性に恵まれた立地となっており、緑豊かな大阪城公園と一体となった大阪を代表する東の拠点となり得るポテンシャルを有するエリアとなっております。

一方で、森之宮北地区におけます土地利用現況といたしましては、解体中のもと森之宮工場や、もと工場建替え計画用地など大規模な未利用地があるほか、大阪メトロの検車場の一部や下水処理場が稼働しているなど、高度な都市的利用がなされず、地区のポテンシャルが活かされていない状況にあります。

ここで、当地区を含みます大阪城東部地区のまちづくりの経過についてご説明いたします。

平成24年6月に「グランドデザイン・大阪」を府市で策定し、大阪城周辺エリアとして象徴的なエリアの一つに位置づけ、大阪城公園と周辺のにぎわい創出や世界的観光拠点としての魅力向上、森之宮周辺の活性化などを図ることとしてございます。

また、平成28年7月には、地区内の市有地の有効活用に係るマーケット・リサーチの実施に合わせまして、「観光集客・健康医療・人材育成・居住機能の集積により、多世代・多様な人が集い、交流をはぐくむまち」をまちづくりのコンセプトとした「大阪城東部地区のまちづくりの方向性（素案）」を公表してございます。

その後、令和元年8月に公立大学法人大阪が公表しました「新大学基本構想（案）」におきまして、令和7年を目途に、森之宮に新大学の都心メインキャンパスを整備する方針が示されたことを受けまして、まちづくりのコンセプトや土地利用計画の具体化を図ることを目的に、大阪府・市、地権者等の関係者によります「大阪城東部地区まちづくり検討会」を開催してございます。

この検討会の中で各委員からいただいた意見も踏まえ、令和2年3月に大阪府・市が大阪城東部地区のまちづくりの方向性（案）を取りまとめ、令和2年5月から6月にかけて実施しましたパブリックコメントによる意見募集においていただいたご意見も参考にした上で、令和2年9月に「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」を策定してございます。

また、その後、当該地区につきましては、内閣府におきまして都市再生緊急整備地域に追加指定されてございます。

次に、具体的な大阪城東部地区のまちづくりの方向性といたしましては、まずコンセプトといたしまして「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」、

新大学を先導役にして、観光集客・健康医療・人材育成・居住機能等の集積により、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちを掲げており、土地利用の計画といたしましては、4つのゾーンに分けて開発を進めることとしてございます。

大学の基本機能及び大学が先導役となり展開する機能を中心とした「イノベーション・コアゾーン」、それからイノベーション・コアゾーンと連担し、河川との親水性や大阪城公園との一体性、下水処理場等の上部利用等による立体的な土地利用を図る「親水空間＋立体活用ゾーン」、多様な世代が健康で安心して住み続けられ、にぎわいにも寄与する商業・業務なども含めた住環境の実現を図る「多世代居住複合ゾーン」、当面は鉄道施設として継続利用し、将来的には社会動向やまちづくりを踏まえ、上部利用範囲の拡大や土地利用転換等も検討する「拡張検討ゾーン」の4つのゾーンを設定しているところでございます。

こうした状況の中、まちづくりの先導役となる新大学の都心キャンパスの整備計画が具体化されるなど、土地利用転換や都市機能の更新の方向性が示されている森之宮北地区において、「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」のコンセプトである「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」の実現に向けまして、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちを形成するために、今回、再開発等促進区を定める地区計画を決定しようとするものでございます。

それでは、本日の都市計画案策定に至るまでの主な協議経過をご説明いたします。書類番号④の参考資料を併せてご覧ください。

令和2年10月に新大学の都心キャンパスの整備計画が具体化したことなどに伴いまして、地権者及び事業者から、地区の課題整理や当地区の活性化に貢献する内容など都市計画手法の活用について協議があったことから、土地利用転換等に伴い、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくため、再開発等促進区を定める地区計画の手法を適用した事業計画案について、協議・検討を開始しました。

事業計画案の主な内容についてですが、区域をA、B、C、D地区と定め、A地区では大学、業務、商業等の機能の導入、B地区においては業務、商業、宿泊、居住・健康医療等の機能の導入、それからC地区では業務、商業等の機能の導入、D地区では下水処理場の上部利用等を行うこととしてございます。また、主要な公共施設といたしましては、地区幹線道路の整備を行うこととしております。

また、整備計画が具体化したA地区から段階的に整備を図ることとし、A地区につきましては地区施設の整備や、その他土地利用の規制誘導及び容積率の緩和など、地区整備計画の内容が示されました。

これらによります当地区の活性化等に貢献する主な内容といたしましては、都市シンクタンク機能、インキュベーション機能など、新大学が先導役となって展開するイノベーション・コアの整備、また、地区幹線道路、歩行者専用通路などによります交通ネットワーク強化、歩行者の回遊性の向上、さらには多目的広場や建物内広場による地域のにぎわい・交流の場の創出、またこれら広場の災害時の一時避難場所としての利用などといった内容になってございます。

こうした事業計画案につきまして、土地利用転換等が図られ、イノベーション・コアの整備や公共施設等の整備により、大阪城東部地区のまちづくりの方向性のコンセプト実現に寄与するものではあるものの、より一層の歩行者の回遊性の向上や安全性の確保などを図るため、A地区におきましては、J R大阪城公園駅からA地区へのアクセス動線と連続する地区内の歩行者動線の確保や、東西方向の歩行者の回遊性の向上、また、その他地区につきましては大阪城東部地区のまちづくりの方向性に掲げます親水空間＋立体活用ゾーンの取組の具体化、さらには地区東側の歩行者に対する安全性のさらなる確保などについて検討が必要であると判断し、事業者及び地権者とも継続して協議を行うことといたしました。

その後、令和2年12月に修正後の事業計画案について協議を行ってございます。

A地区におきましては、デッキレベルでの回遊性の向上を図るため、J R大阪城公園駅からA地区へのアクセス動線と連続する、建物内等も含めました歩行者専用立体通路を追加し、また、東西方向の歩行者の回遊性をより一層向上させるため、南側の敷地境界に沿った多目的通路を追加する内容でありました。

また、その他の地区におきましては、C、D地区の北側を流れます第二寝屋川沿いに水辺空間を整備することとし、大阪城東部地区のまちづくりの方向性に示された親水空間＋立体活用ゾーンの取組の具体化が図られるとともに、当地区東側の歩行者の安全性のさらなる確保に向け、歩行者空間の整備を行うこととしてございます。

修正後のこの事業計画案につきまして、歩行者動線の強化や水辺空間の整備等が当地区の良好な市街地環境の形成に資すると判断した上で、A地区につきましては、大阪城景観配慮ゾーンに隣接していることから、事業者に対しまして都市景観の形成の方針な

どの検討状況について説明を求めたところでございます。

令和3年3月には、都市景観の形成の方針などの検討状況について説明を受けてございます。

整備計画が具体化しましたA地区の都市景観に係る検討及びそれを踏まえました大阪府都市景観条例に基づく大規模面的整備検討書の提出にあたりましては、本市との協議を行うとともに、事業者におきまして、学識経験者で構成します「公立大学法人大阪森之宮キャンパス整備にかかる景観検討会議」を設置し、検討が進められました。この検討会議は、令和2年5月から令和3年2月にかけて計4回開催し、景観の形成の目標等が取りまとめられてございます。

今回のA地区は、大阪市景観計画における一般区域に位置してございますが、大阪城との位置関係等も鑑み、形態意匠の工夫や色彩等につきまして、より配慮が求められる大阪城景観配慮ゾーンの景観形成の基準に沿った建築物の計画となっております。

次に、建築物の外観につきましては、新大学キャンパスの視認性を高める外装デザインの実現を図ることを方針とし、デザインは、樹々の木漏れ日をイメージしたファサードと、樹形柱によりますシンボルファサードとすることで、大阪城公園に向かう新キャンパスのシンボル性、それから視認性を高めた計画となっております。こうした計画につきましては、本市としても良好な景観形成に資するものであるということを確認しております。

これまでの地権者及び事業者との継続的な協議を経て、本市といたしましては、イノベーション・コアの整備、地区幹線道路や地区施設等の公共空間の整備、これらによります交通・歩行者ネットワークの強化、また、多目的広場・建物内広場等の整備によります地域の新たな交流空間やにぎわいの創出、それから土地利用の規制誘導等によります都市空間・まちなみの形成、さらには大阪城景観配慮ゾーンの景観形成基準に沿った計画などによりまして、良好な市街地環境の形成に寄与するとともに、容積率の緩和等に見合います開発、整備が行われ、土地の高度利用と都市機能の増進に資するものと判断しまして、今回の都市計画案の作成に至った次第でございます。

それでは、具体的な地区計画の内容についてご説明申し上げます。書類番号③の議案書3ページから6ページの計画書及び11ページの説明図、それから前のスクリーンをご覧ください。

今回定めます森之宮北地区地区計画の区域は、城東区森之宮一丁目及び二丁目地内、

前のスクリーンの赤で囲んでおります区域約12.3ヘクタールで、新大学の都心キャンパス予定地のA地区、それから大阪メトロ所有のB地区、もと森之宮工場跡地のC地区、それから現在稼働中の中浜下水処理場の一部でありますD地区を区域と定めます。

次に、地区計画の目標でございますが、複数の鉄道駅に近接しているとともに、魅力ある複合的な国際拠点の形成をめざす大阪城公園周辺地域である立地特性を活かし、「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」に基づき、まちづくりのコンセプトである「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」の実現に向けて、土地利用転換や機能更新とあわせて土地の高度利用を図りながら、新大学を先導役として、観光集客・健康医療・人材育成・居住機能等を集積することにより、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちの形成を図ることとしております。

次に、土地利用に関する基本方針でございますが、A及びB地区では、まちにひらかれ、まちとともに成長する次世代型キャンパスシティとして、大学の基本機能並びにスマートシティ推進機能、都市シンクタンク機能、技術インキュベーション機能、人材育成機能、文化・芸術、国際交流機能及び大学・研究所のサテライト等機能といった大学が先導役となり展開する機能を中心に構成する「イノベーション・コア」の形成を図るとともに、「イノベーション・コア」を中心に新たなイノベーションが誘発されるよう、業務機能、商業機能、宿泊機能、居住・健康医療機能等の多様な機能の集積・連携を図ります。

C地区では、北側を流れます第二寝屋川との親水性を確保するとともに、業務、商業機能等の導入を図ります。

次に、D地区においては、第二寝屋川との親水性を確保するとともに、都市施設の機能更新を図りながら、下水処理場の上部利用等を行うことにより、立体的な土地の高度利用を図ります。

また、本地区では、歩行者デッキや歩行者通路等の整備により、利便性、快適性、安全性に優れた歩行者重視の市街地の形成を図ることとしています。

次に、主要な公共施設の配置及び規模でございますが、A地区の北側に幅員12メートル、延長約205メートルの地区幹線道路を整備し、地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保いたします。

続きまして、約2.7ヘクタールのA地区について、地区施設の整備や建築物等の具体的な制限を定めます地区整備計画についてご説明いたします。

まず、地区施設といたしましては、都市計画道路豊里矢田線の沿道において、学生や地域住民など多様な人々の交流やにぎわいを創出する拠点となる多目的広場 1 号、約 4,400 平方メートルを整備いたします。

次に、大学の施設内において、多目的広場等と連携しながら地域のにぎわいや交流の場の創出に資するピロティ及び中庭形状の建物内広場、約 2,000 平方メートルを設けます。

また、どちらの広場におきましても、災害等の発生時には一時避難場所としての利用も可能で、防災性の向上に寄与する計画としてございます。

次に、A 地区の東側には歩行者専用通路 1 号を設け、現況道路幅員が狭い東側の道路区間におきまして、交通、防災の両面で安全性の向上に資する歩行者動線を確保するとともに、建物内広場 1 号と連携し回遊性の向上に資する歩行者専用通路 2 号及び 3 号、さらには A 地区南側におきまして地区内を東西につなぎます歩行者動線を確保し、地区内及び周辺の歩行者の回遊性を向上させます多目的通路 1 号を設けます。

加えまして、デッキレベルにおきましては、建築物や広場空間等と連携しながら東西を立体的につなぐ歩行者動線を敷地内に確保し、建物内外における回遊性を高めるため、歩行者専用立体通路 1 号を設けます。

また、利便性、快適性、安全性に優れた歩行者重視のまちづくりを実現していくため、同通路から J R 大阪城公園駅方面へ向かいます歩行者動線整備に関する方向性を示してございます。

次に、建築物の用途の制限でございますが、健全で良好な市街地環境を確保するため、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス、キャバレー等の用途につきまして制限いたします。

次に、建築物の容積率の最高限度につきましては、現在の指定容積率の状況は、前のスクリーンに示していますとおり、都市計画道路豊里矢田線の沿道 25 メートルの範囲が 300%、その東側が 200% となっておりますが、A 地区におきましては 400% に緩和いたします。

また、敷地面積の最低限度につきましては 2,000 平方メートルとしまして、土地の高度利用を促進するとともに、まとまった規模の開発を誘導いたします。

そのほか、安全で快適な歩行者空間を確保し、地区内及び周辺の防災性の向上や魅力ある都市空間と美しいまちなみの形成を図るため、壁面の位置の制限を定めるとともに、

魅力的なまちなみを形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定めてございます。

地区計画の内容についての説明は以上でございます。

次に、本案件につきまして、令和３年５月２７日から６月１０日まで地区計画の原案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

また、令和３年７月２９日から８月１２日まで案の縦覧を行いましたところ、書類番号⑤の意見書の要旨にございますとおり、意見書が１通提出されておりますので、その要旨と本市の見解をご説明いたします。

意見書の内容を大別いたしますと、要旨１、地区計画の策定の経緯に関するもの、要旨２、人口減少時代及びコロナ禍の影響に関するもの、要旨３、新大学の都心キャンパスの整備に関するもの、要旨４、土地利用計画の考え方に関するもの、要旨５、周辺の居住機能等への影響に関するもの、要旨６、いわゆる府市一体条例に関するものの６点でございます。

まず、要旨１、地区計画の策定の経緯に関するものにつきましては、本地区の開発計画の経緯、とりわけ先に大学移転計画があり、それを先導役として大阪の成長戦略の一環として都心部の再開発を推進するものに疑問を感じているという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本地区を含む大阪城東部地区につきましては、平成２４年に「グランドデザイン・大阪」を策定、平成２８年には「大阪城東部地区のまちづくりの方向性（素案）」を公表し、このなかで、まちづくりのコンセプトとして、都市機能の一つに大学などの高等教育、研究機能などの人材育成機能を掲げ、地区のまちづくりの方向性や未利用地の活用に向けた検討を関係者とともに進めてきたところです。そのような中、令和元年に「新大学基本構想（案）」において、森之宮での新大学都心キャンパス整備の方向性が示されたことなどから、これまで進めてきたまちづくりの大きな方向性を踏襲しつつ、新大学を先導役として大阪全体の発展に寄与するまちづくりについて議論を進め、令和２年９月に「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」を策定してございます。

その後、まちづくりの先導役となります新大学の都心キャンパスの整備計画が具体化されるなど、土地利用転換や都市機能の更新の方向性が示されております本地区において、「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」のコンセプトである「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」の実現に向け、土地の合理的かつ健全な高

度利用と都市機能の更新を図り、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちを形成するために地区計画を策定しようとするものでございます。

次に、要旨２、人口減少時代及びコロナ禍の影響に関するものにつきましては、この地区計画は、長期的な人口減少傾向、そして最近のコロナ禍の影響を考慮して作成されたのでしょうか。少なくとも計画書からは、コロナ禍以前の既定方針に沿った地区計画だと考えられるという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、大阪府・市におきましては、令和２年12月に、コロナ禍の影響やコロナ終息を見据え、大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにします「大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）」を策定しておりまして、その中で、成長を支える都市インフラの整備として、当地区を含む大阪城東部地区を位置づけてございます。

この大阪城東部地区は、複数の鉄道駅や豊かな緑を有し、国際的な観光拠点でもあります大阪城公園に近接するなど、大阪を代表する拠点となり得るポテンシャルを有していることから、新大学整備を先導役とした土地利用転換等に伴いまして、交流・定住人口の増加等を図る本地区計画の策定は、当地区及び大阪城東部地区の活性化、ひいては大阪の成長に資するものと考えているところでございます。

また、コロナ禍を踏まえまして、国においてもオープンスペースの重要性が再認識されておりまして、今回、地区整備計画を定めますA地区におきましては、多様な人々の交流やにぎわいを創出する拠点となる多目的広場や建物内広場を整備することで、多様なニーズに対応しますオープンスペース等を確保してまいります。

次に、要旨３、新大学の都心キャンパス整備に関するものにつきましては、新大学の学生数に見合った良好な都心キャンパスが実際に整備できるのか。新大学キャンパスと複合的な機能との関係、整合性が問題となるという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、新大学の都心キャンパスでは約7,000人の学生、教職員が活動することとなってございまして、基幹教育、文学、生活科学、リハビリテーション学、情報学研究科を配置し、これらの規模につきましては、必要な床面積を確保し、国の定めます大学設置基準を満たしてございます。また、新大学の都心キャンパスにおきましては、多目的広場、それから建物内広場等を配置し、学生の憩いの場、交流の場となるような緑やオープンスペースを整備することで、都心にありながらもゆとりある空間形成を図ってまいります。

また、A地区においては、まちづくりの先導役となる新大学の都心キャンパスを整備するとともに、北西エリアに民間活力を導入しながら都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能といった大学が先導役となり展開する機能を整備し、イノベーション・コアの形成を図るとともに、多様な交流を生み出します業務、商業機能等との複合的な機能の導入を図り、新たなイノベーションの誘発を図ることとしてございます。

続いて、要旨4、土地利用計画の考え方に関するものにつきましては、B、C、D地区の土地利用について、A地区を含め相互の関連、地区全体としての整合性、まとまりを明確にする必要があるという意見でございます。

こうした意見に対する本市の見解でございますが、「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」のコンセプトである「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」の実現に向けましては、A地区ではイノベーション・コアの中核となる新大学の都心キャンパスを整備するとともに、新たなイノベーションの誘発を図るため、民間活力を導入しながら、業務、商業機能等の複合的な機能を図り、B地区においても、A地区と連携しながら多様な交流を生み出す複合的な機能の導入を図ります。また、C、D地区におきましても、イノベーション・コアゾーンと連担し、河川との親水性を確保するとともに、業務、商業機能の導入や土地の高度利用を図っていくこととし、地区全体として多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちの形成を図ることを目標に、まちづくりを推進してまいります。

続いて、要旨5、周辺の居住機能等への影響に関するものにつきましては、本地区計画と周辺地区との関係、とりわけ周辺地区への居住機能等にどのような影響をもたらすのか、土地利用の高度化や道路整備などに関連づけて明確にする必要があるという意見でございます。

こうした意見に対します本市の見解でございますが、本地区計画では、土地の高度利用に合わせて、A地区の北側で東西につなぐ地区幹線道路を整備し、当地区東側エリアの地域分断の解消や交通の分散化を図ります。また、A地区の外周には、周辺の地域の方も利用が可能な歩行者専用通路や多目的通路、広場等を整備し、安全で快適な歩行者ネットワークの形成や地域住民との交流の場の創出等に寄与するものと考えているところでございます。また、多目的広場や建物内広場につきましては、災害時には一時避難場所としても利用が可能で、周辺地域の防災性の向上にも資すると考えているところでございます。

最後に、要旨6、いわゆる府市一体条例に関するものにつきましては、本地区計画に関する事務についても大阪府に事務が委託されると考えてよいでしょうか。大阪市都市計画審議会とともに、本地区計画の行方が気になりますという意見でございます。

こうした意見に対する本市の見解でございますが、地区計画につきましては、今回の事務委託の対象となる都市計画には含まれないため、これまでどおり大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定いたします。

なお、森之宮北地区を含みます大阪城東部地区の開発に係る企画、調整及び推進につきましては、本年11月1日から、府市の共同設置組織であります大阪都市計画局において事務を行うこととしており、府市で連携を図りながらまちづくりを推進してまいります。

少し長くなりましたけれども、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今の議案に関しまして、これから審議に入るわけではありますが、都市計画案の縦覧の際に、先ほどの意見書を提出された方1名から審議会宛てに意見陳述の申入れ書が出されております。つきましては、審議会運営規程第10条第3項に基づき、この1名の方の意見陳述を5分以内で非公開で認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 よろしいでしょうか。ご異議ないということですので、意見陳述を認めてまいりたいと思います。

そのように取り扱いますよう、陳述希望者に事務局から伝えるように指示をいたします。

○幹事（藤川） では、これより陳述の手続を開始したいと思います。傍聴の皆様方、報道機関等の皆様方につきましては、非公開による陳述でございますので、大変お手数ではございますが、事務局でご案内いたしますので、一旦ご退出お願いできますでしょうか。

<意 見 陳 述>

○幹事（藤川） それでは、傍聴、報道の方々も席に戻られましたので、引き続き会議を

進めさせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

○橋爪会長 先ほど幹事より説明のありました議第270号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○山中委員 失礼いたします。

先ほど意見陳述がありましたけれども、私も概ね同様の意見と疑問を持っています。ここは都市計画審議会ですので、大学等そのものの議論は控えるべきなんだろうとは思いますが、私たちは府大と市大の統合自体、必然性とか将来性という点からいかなものかというふうに考えてきました。まして大学統合の議論の中で、森之宮に巨費をかけてキャンパスを整備するという話が唐突に出されたわけです。当初は、必ずしも新キャンパスの建設なんていうことは前提とは全くしていませんで、それぞれの学舎を活用しながらどう魅力ある大学にするのかという議論がずっと続いていたように思います。そして一方、森之宮では、長きにわたって地域の皆さんがまちづくりについて様々な議論を重ねてこられて、いろいろな要望をお持ちでした。それが、かなり唐突に新キャンパスを森之宮にということが出て、それが短兵急に具体化されて、今回地区計画ということに至っているわけです。

でも、これは、先ほども意見陳述でありましたように、コロナ禍以前の議論だと思います。コロナ禍で今たくさんの人たちが本当に追い詰められています。医療の現場、保健の現場、悲鳴が上がっています。そして、まだまだ今後倒産や廃業や失業も増えていくだろうというふうに言われています。医療や保健の体制の強化や、営業や暮らしへの支援など、市としてもそこに対する財政出動が幾らあっても足りないと言っても過言ではないというふうに思うわけです。コロナ禍以前に策定した成長戦略に基づいて、夢洲との東西軸だなどと言って位置づけて大阪城東部地区を開発していく一環だというふうに今回の地区計画は思いますけれども、財政状況が大きく変わる中で、そうした成長戦略自身、やっぱり見直すべきだというふうに私たちは考えます。となれば、新キャンパス建設も一旦やっぱり立ち止まって見直して、今ある学舎を活用して魅力ある大学にする、そういう発想とか選択肢、これはないんでしょうか。

○橋爪会長 ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○説明者（佐賀井） 経済戦略局大学支援担当課長の佐賀井でございます。ご質問の件につきましてお答えいたします。

市立大学、府立大学は、これまでも有為な人材の輩出や高度な研究を通じて大阪の発展に貢献してまいりましたが、大学間競争が激しくなる中、より一層その価値を高めるとともに、大阪が抱える様々な都市課題の解決や産業創出にこれまで以上に貢献する必要があることから、2022年に両大学を統合し、大阪公立大学を開学することといたしました。

魅力ある新大学を実現し、統合効果を発揮していくためには、同種分野の学部等を集約するとともに、都心にあって広く優秀な学生や研究者を集め、多くの企業等と連携できる環境を速やかに整備する必要があるため、キャンパス整備を進めているというところでございます。

キャンパス整備にあたりましては、引き続き事業費の精査に取り組むとともに、府市の財政状況を踏まえまして、関係部局との協議を行いながら進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○山中委員　そういうふうにおっしゃいますけれども、やっぱり本当に一旦止めないと、関係部局との協議等もやりようがないというふうに思います。

それで、これだけの大学ができるということは、地域にとっても本当に大きなことだというふうに思います。若い方がたくさん来られることへの期待も当然あると思いますけれども、住環境等への影響を心配される声もたくさんあります。既にワンルームマンションがほとんどないような地域に、大学が来るからその学生さん向けだというふういうたってワンルームマンションの計画ができる。本当に小ぢんまり暮らしておられるところに、11階建てなんていうワンルームマンションが来る、そういう計画が持ち上がったたりしています。ごみだとか駐輪だとかを心配する声、本当に多くなっています。学生寮を造るという計画もないようですので、周辺地域がどんな影響を受けるのか、どうするべきなのかということも一方で考えていかないといけないというふうに思います。

そういう点では、先ほどもありましたけれども、7月に大学側が住民説明会をやられた中で、駐輪場は20台だというご説明があって、本当に驚きの声が上がっています。7,000人の学生さんが通う大学で、20台の駐輪場と。当然、周辺地域だとかお店だとかマンション等への違法駐輪というものを心配する声が出ていますけれども、これはどのように考えたらいいんでしょうか。

○橋爪会長　ただ今の質問につきまして説明をお願いいたします。

○幹事（藤川） 幹事の藤川からお答えさせていただきます。

駐輪対策についてのご質問ということで承りました。新大学の都心キャンパスの整備計画の中で、大学法人が駐輪場を検討するにあたりましては、約7,000人の多数の学生、教職員が通学、通勤するということになるということ、また森ノ宮駅から徒歩圏であること、通学、通勤時等の周辺道路における歩行者の安全性を確保すること、また他の都心キャンパスの事例等も踏まえまして、大学法人として、学生、教職員用としての駐輪場は設けないこととしまして、開学後も学生、教職員に対しまして自転車による通学、通勤は原則禁止することとされており、また、市民や企業なども含めまして公共交通機関を利用した来訪をお願いする方針とされております。

このため、現在の計画では、今ご発言がございました約20台の駐輪場となつてございますが、そちらにつきましては不測のやむを得ない事態に対応するためのものとして整備されるものと聞いてございます。

2025年4月の新大学の都心キャンパス開所にあたりましては、大学法人としまして、学生等に対して、新大学の都心キャンパスは自転車通学禁止でありますことや、放置自転車などによりまして地域住民に迷惑をかけないことにつきまして、入学案内の手引や学生向けのポータルサイトなどを活用し周知徹底するとされ、開所後の自転車利用者に対しましては、警備員によります常駐や巡回などにより指導、注意喚起を行うと聞いてございます。

このように、現在の検討中の計画では、駐輪場の台数が20台と聞いてございますが、本市としましては、今後の実施設計の段階におきまして、地域の方々に開放する学内施設の具体的な利用や運営方法等を踏まえ、適正な規模の駐輪施設が整備されますよう、大学法人に対して指導してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いします。

○山中委員 そうということなんですけどね。森ノ宮駅から徒歩圏というふうにおっしゃるけれども、確かに遠いところから電車で来られる方にとっては森ノ宮駅からの徒歩圏であつて、最初のご説明にもあったように、この地域は交通至便な立地条件にあると。そういうふうに認識しておられるかもしれませんが、私たち地元、私は城東区なのですけれども、森ノ宮というところは、城東区の中では、住む者にとつたら多分一番公共交通という点でいうと不便な地域というふうに認識されています。ですから、この地域にもし学生さんが下宿とかされた場合に、森ノ宮駅まで行くということにはならない

と思うんですね。周辺の幾つかの地域考えられますが、電車に乗って、一駅で乗り換えて、また乗り換えて、そして森ノ宮駅から歩くという、そういう通学を学生さんに強いるのか。学生さんたちだって今大変で、交通費を出すのも大変ですよ。かなり遠くても自転車に通うというふうにしておられる。歩くには遠いけれども、公共交通に乗るなんてとんでもないというところなのに、自転車は駄目だと。これは本当におかしな話じゃないかというふうに思います。

開かれた大学、開かれた大学とおっしゃるのに、市民の皆さんにも公共交通機関で来てくださいますと。周辺の幾つかの地域の方たちが図書館借りたいなと思っても、地下鉄に乗っていくようなところではありません。自転車も駄目です。全然開かれた大学というふうには言えないのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、この問題をはじめとして、本当に急いでやっているのに、地域の実態だとか地域の実情だとか地域の声というのが、十分に把握したり掌握したり、十分に声を聞いたりできていないのではないかなという印象がすごく強いです。このあたり、住民の皆さんの声を聞くという点ではどのようなことをしておられるのでしょうか。

○橋爪会長　ただ今の質問につきまして、幹事、説明をお願いいたします。

○幹事（藤川）　幹事の藤川からご説明させていただきます。

地域の声の聞き方ということでございますけれども、令和元年の新大学基本構想におきまして、森之宮に新大学の都心キャンパスが整備される方針が公表されたことを受けまして、大阪城東部地区のまちづくりの方向性の策定を進めてまいりましたが、その策定過程におきましては、公開の場におきまして、令和元年12月から令和2年3月にかけて、大阪府・市、また関係地権者等によります大阪城東部地区まちづくり検討会を開催し、案として取りまとめた上で、令和2年5月にパブリックコメントを実施し、そのいただいた意見を参考にしながら、令和2年9月に同方向性を策定しているところでございます。

また、地元の町会等の皆様へ個別説明を実施した上で、令和3年7月には大学キャンパスの整備に向けまして、建設の概要に関する住民説明会を行い、その際には地区計画についても説明を行った上で、地域の方々からご意見を伺っております。

なお、都市計画の案につきましては、都市計画法第17条第1項に基づきまして、2週間公衆縦覧を行うとともに、その内容に対する意見書の受付を行いました。案の縦覧等に際しましては、各区の広報紙や本市ホームページ、本庁におけるポスター掲示を行い、

広く市民へ周知を図っているところでございます。

新大学の整備や、森之宮北地区を含みます大阪城東部地区のまちづくりにつきまして、今後も地域の方々と情報共有等を図りながら、地域にとってよりよいまちとなるよう進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山中委員 手続に従ってやっておられるということですが、例えば住民説明会だって、今年の7月もコロナ禍の真ただ中で、やっぱり参加をためらった方たくさんおられて、本当に限られた方しか行っておられません。やっぱりまちづくりは、本来ならもっと時間をかけて、地域の皆さんと一緒に全体像を描きながら進めるべきではないのかというふうに思います。

地域の皆さんは、もともと焼却工場があった頃から、その廃止と合わせてまちづくりについて本当に議論を重ねて、いろんな提言や要望も行ってきたわけですね。用途もいろいろな願いが語られてきましたし、例えば一つ大阪城公園駅からのアクセスというのは昔から変わることのない地域の切望なわけですね。そこは、ちらっと書かれているけれども全然具体化されていなくて、どうなるか全然分からない。だから、それも含めてまちがどんなふうになるのかということが、ただ森之宮キャンパスができるということが分かっているだけで、まち全体は全然住民の皆さんには見えていないというふうに思います。

D地区なんていうのは、下水処理場の上部利用と言われているんですが、下水処理場の上部利用ってかなり多分制約があるはずで、一体どんなことができるのかも全然分からない。一番広大なところは、あるいは、地区計画外ではありますけれども、大阪城東部地区のまちづくりの方向性に含まれているUR団地、ここなんかも、本来はやっぱりあの大きなUR団地がどうなるのかということも一緒に見据えなければ、森之宮のまちづくりというのはできないと思うわけです。URが、今回まちづくり検討会の中で、種地があるのであれば、ちょっと早いけれども建替えも考えるというふうに言っているわけで、やっぱりそこも全部取り込んだ上で、もちろんそれはものすごく時間はかかると思いますよ。URに住んでおられる方たちの合意ということになれば大変だと思うけれども、やっぱりそういうことを全部含めて森之宮の将来像を考えるということがベストだというふうに私は思うわけです。

簡単には後戻りはできないまちづくりだからこそ、ほかが見えていないのにA地区だけ進むという、そういうのは本当にうまくないというふうに思うわけです。各地区との

まちづくりとの整合性とか、各地区のまちづくりをどう進めていかれるのでしょうか。

○橋爪会長 幹事、説明を求めます。

○幹事（藤川） 私からご回答申しあげます。

各地区のまちづくりということでございますけれども、A地区以外に、本地区計画におきましてはB地区、C地区、D地区というふうに定めてございます。まずB地区につきましては、2022年度中にメトロ検車場の更地化が行われる予定でございまして、同様にC地区につきましても、廃止したごみ焼却工場の地上部解体を2024年度中に完了する予定です。そのB地区、C地区につきましては、A地区の1期に続く1.5期として、現在関係者におきまして、大阪城東部地区のまちづくりの方向性に沿いましたJR大阪城公園駅からの東西動線の整備や、具体的な開発内容などの協議調整を進めており、都心キャンパス開所の2025年度以降、できるだけ速やかに開発を実現することとしてございます。D地区の中浜下水処理場につきましては、昭和38年に通水し、50年以上が経過しておりますことから、将来的には施設の老朽化に伴い全面的な改築更新や建替えなど、施設の更新を行うこととしております。その際には、大阪城東部地区のまちづくりの方向性、そして今回の地区計画の方針を踏まえまして、下水処理場の上部利用等により、まちづくりにふさわしい施設になるように進めてまいりたいと考えてございます。

また、2025年のキャンパス開所までの短期的な取組としましては、良好な市街地景観に資するため、塀の美装化を実施することとしております。また、今お話がございましたUR団地につきましては、大阪城東部地区のまちづくりの方向性で、UR森之宮団地及び森之宮第二団地などを含むゾーンを多世代居住複合ゾーンと位置づけ、2期及び3期として段階的に開発を進めることを想定してございまして、現在、URをはじめとした関係者で、その進め方につきまして検討を行っているところでございますが、ご指摘のとおりUR団地には多数の居住者がおられますので、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○山中委員 すみません、これで最後の発言にいたしますが、今回の新キャンパス自身がどうこうというより、本当に全体像が見えない、今のお話にあったように下水処理場だとかURだとかを考えると、何十年、30年、40年かかるそういうまちづくりについて、大学、A地区だけをこんなに急いで決めてしまうということについては、やっぱり都市計画としてはおかしいのではないかなというふうに改めて申しあげて、発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○橋爪会長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第270号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。採決を採らせていただきます。議第270号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○橋爪会長 ありがとうございました。挙手多数でございますので、議第270号議案は原案どおり可決いたしました。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時35分

大阪市都市計画審議会委員

高岡伸一

大阪市都市計画審議会委員

西 拓 郎